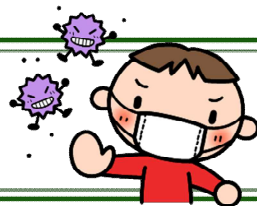


# 新城市行政区等活動3密対策補助金



新型コロナウイルス感染防止対策と地域活動の両立を図る  
行政区又は行政区と同一の区域である自治会を支援します！

## 補助対象経費

- (1) 集会施設の改修及び修繕
- (2) 備品の整備
- (3) 消耗品の整備

※(1)については、**行政区ごとの主な拠点施設1箇所**とします。ただし、平成17年10月1日時点で市の公の施設に規定されていた施設及び、平成17年10月1日以降に統合した行政区においては、統合前の旧行政区の主な拠点施設1箇所も対象とします。

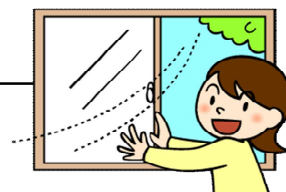
## 補助金額

上限 **20** 万円(下限1万円)

※千円未満は、切り捨てとします。

※20万円のうち消耗品にかかる経費の上限は5万円とします。

補助率 **10/10以内**



## 補助対象実施期間

令和2年4月10日(金)から令和3年2月19日(金)

※上記期限内に事業の完了及び事業費の支払いが完了していること。

※交付申請書は、令和2年12月18日(金)まで提出してください。

**裏面に続く**

問合せ先  
新城市役所企画部まちづくり推進課  
0536-23-7692

# 申請の流れ

## 申請

令和2年12月18日(金)までに申請書等をまちづくり推進課まで提出してください。

### 【提出書類】

・ 交付申請書

これから購入する物品等の場合

・ 見積書等の写し

・ 事業実施前の写真

(施設の改修等がある場合)

既に購入した物品等の場合

・ 領収書等の写し

・ 事業実施後の写真等

## 交付決定

書類を受付後、書類審査を行ったうえで、交付を決定します。

## 事業実施

備品、消耗品の購入、工事等を行います。

令和3年2月19日(金)までに事業及び支払いの完了をしてください。

## 実績報告

補助事業が完了した日から20日以内までに実績報告書を提出してください。

### 【提出書類】

・ 実績報告書

・ 収支報告書

・ 領収書の写し等

・ 工事完了写真、購入した備品・消耗品の写真

## 確定通知・補助金交付

請求書を提出していただいた後、補助金を交付いたします。